

八街市総合評価落札方式ガイドライン

令和4年6月

八 街 市

1	はじめに	1
2	総合評価落札方式とは	2
3	対象とする案件と評価方法	3
4	標準的な実施手順	4
5	ちば電子調達システムの利用	5
6	落札者の決定方法	6
7	評価項目・配点	8
8	学識経験者の意見聴取	13
9	低入札価格調査	14
10	配置技術者等	15
11	提出書類等	16

1 はじめに

公共工事により整備される社会資本については、長い間、市民の社会活動を支えていくために必要な重要な公共資産であり、また、耐久性・性能など優れた資産であることが求められています。

公共工事に関しては、談合等による不祥事の発生により、国、地方自治体を問わず、一般競争入札の導入、拡大など入札・契約制度改革が急速に進められてきたところです。

しかしながら、近年の国・地方自治体における財政状況等は、厳しい状況が続いており、公共投資が減少している中で価格競争の激化による著しい低入札価格による受注が多発しております。

このため、手抜き工事や安全対策の怠り、下請け業者へのしわ寄せなどによる公共工事の品質低下を招くことが懸念されています。

このような状況を踏まえ、平成17年4月1日には公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保に関する法律」が施行され、基本理念において、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされています。

この基本理念を実現していくためには、従来の価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達方式への転換が必要です。この総合的に優れた公共工事を実現するため、価格以外の要素も評価する総合評価落札方式による入札方式を八街市においても試行的に導入していくものとします。

2 総合評価落札方式とは

「総合評価落札方式」とは、「価格」に加え、企業の「技術的要素」を総合的に評価し、数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とする方法です。

これは、価格と企業の技術的要素（技術力）の双方を総合的に審査することで、従来、行われていた、競争入札における最低価格落札方式により落札者を決定する方法に比べ、より技術力の高い企業が落札者となりやすく、工事の品質の向上が図られると考えられています。

また、価格と技術的要素の二つの基準により落札者を決定することから、企業においては技術力向上に対する意欲を高めるとともに、談合防止に対しても一定の効果が期待できるものです。

ここでいう企業の技術的要素については、性能、その他に関する技術提案、施工計画、同種工事の施工実績及び社会性、信頼性等を評価するための「落札者決定基準」を工事ごとに設定し、技術的要素の評価を行っていきます。

3 対象とする案件と評価方式

(1) 総合評価落札方式を採用する対象工事

○設計金額 5, 000万円 以上の一般競争入札による工事

原則として上記の全ての工事が対象となりますが、次に掲げる工事については、対象となりません。

①緊急性の高い工事（災害復旧工事等）

②八街市建設工事等指名業者選定審査会において、適用しないこととした工事

(2) 評価方法

○評価値の算出方法は、除算方式とする。

除算方式…「標準点100点」と技術的要素の評価による「加算点」の合計による
「技術評価点」を「入札価格」で除して算出する方式

(3) 評価方式のタイプ

○市町村向け簡易型方式（特別簡易型総合評価方式）

施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績などの定量化された
評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

（技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な建設工事について、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度等を評価項目として設定）

4 標準的な実施手順

実施案件の資料作成・評価項目設定



学識経験者からの意見聴取①



八街市建設工事等指名業者選定審査会



入札公告（ちば電子調達システム） ※対象工事の決定



入札、技術資料の提出



技術資料の開封、確認



開札



（低入札価格調査） ※調査基準価格を下回った場合



（学識経験者からの意見聴取②） ※1回目の意見聴取で、必要があると判断された



場合

落札候補者決定



八街市建設工事等指名業者選定審査会



落札者決定



契約

5 ちば電子調達システムの利用

総合評価方式を適用する案件については、通常の制限付一般競争入札と同様に、ちば電子調達システム（以下、システムと言う。）を利用します。

- ・ 技術評価点を算出するために必要な技術資料は、郵便（簡易書留）でお送りいただきます。持参していただいても受理できません。
また、提出期限経過後に技術資料の追加、差し替え及び訂正は認めません。
- ・ 提出された書類の工事名が誤っている場合や未記入の場合は加点されませんので、ご注意ください。
- ・ 開札後に指名審査会の審査等の手続きを経て落札者が決定することになりますので、システム上では、「保留通知」を送り、落札者決定後に「落札者決定通知」を送ることとします。
- ・ 最低制限価格ではなく、調査基準価格を設定します。落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合には、低入札価格調査を実施します。

6 落札者の決定方法

「標準点100点」と技術的要素の評価による「加算点」の合計による「技術評価点」を「入札価格」で除して算出する「除算方式」により、落札者を決定します。

なお、「技術評価点」を算出する評価項目及び評価基準は、あらかじめ定めた基準の中から、対象工事の規模や内容により設定します。

○次の式で求めた「評価値」が最も高い者が落札者となります。

評価値

$$= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

※桁数調整のため、上記式により算出した評価値に一律1,000,000を乗じた数値を評価値とし、小数点以下第6位を切り捨て小数点以下第5位まで算出します。

- ・ 技術評価点＝標準点（100点）＋加算点
- ・ 加算点＝評価点が最高であった1者に加算点として満点の20点を付与します。
最高1者以外の加算点＝加算点満点値20点×評価点÷最高1者の評価点
※加算点は、小数点以下第4位を切り捨て小数点以下第3位まで算出します。
- ・ 評価点＝評価項目及び評価基準に基づく配点の合計値を評価点とします。
- ・ 評価項目及び評価基準＝別紙1を基本に設定します。

●総合評価方式による落札者決定算出例（予定価格 50,000,000 円）

	A 社	B 社	C 社	D 社
①評価点の合計	28	24	20	16
②加算点	20.000	17.142	14.285	11.428
③技術評価点	120.000	117.142	114.285	111.428
④入札価格	49,000,000	48,000,000	47,000,000	46,000,000
⑤評価値	2.44897	2.44045	2.43159	2.42234
⑥落札者決定	1 位落札	2 位	3 位	4 位

①評価点

評価点は評価項目の合計点とします。（30 点が満点）

A 社：28 点 B 社：24 点 C 社：20 点 D 社：16 点

②加算点の算出（加点満点値 20 点×評価点÷最高 1 社の評価点）

加点は最高 20 点とし、評価点が合計 28 点であった A 社に 20 点を付与します。

A 社：20 点

B 社：20 点×24 点÷28 点＝17.1428 点

C 社：20 点×20 点÷28 点＝14.2857 点

D 社：20 点×16 点÷28 点＝11.4285 点

③技術評価点の算出（標準点（100 点）＋加算点）

A 社：100 点＋20.000 点＝120.000 点

B 社：100 点＋17.142 点＝117.142 点

C 社：100 点＋14.285 点＝114.285 点

D 社：100 点＋11.428 点＝111.428 点

④評価値の算出（技術評価点÷入札価格×1,000,000）

A 社：120.000 点÷49,000,000 円×1,000,000＝2.448979 点

B 社：117.142 点÷48,000,000 円×1,000,000＝2.440458 点

C 社：114.285 点÷47,000,000 円×1,000,000＝2.431595 点

D 社：111.428 点÷46,000,000 円×1,000,000＝2.422347 点

⑤落札者の決定

1 位：A 社＝2.44897 点

2 位：B 社＝2.44045 点

3 位：C 社＝2.43159 点

4 位：D 社＝2.42234 点

7 評価項目・配点

評価項目	配点 (最高点 30点)
① 同種工事・同規模工事の施工実績	0～4
② 過去2年以内の同一業種の工事成績の平均点	－3～3
③ 過去3カ年度間の同一業種の優良工事表彰回数	0～1
④ 過去2年間の指名停止の有無	－3～0
⑤ ISO9001または14001の認証	0～2
⑥ 主任（監理）技術者の保有する資格	0～2
⑦ 主任（監理）技術者の同種工事の施工経験	0～4
⑧ 主たる営業所の所在地	0～2
⑨ 災害活動の実績	0～2
⑩ 災害協定締結の状況	0～2
⑪ 消防団協力事業所の認定	0～1
⑫ 市内業者への下請け実績	0～1
⑬ 安全衛生・社会福祉（雇用状況他）	0～6

（⑬の詳細：下記の項目の該当数で配点）

- ・（市内在住の）障害者の雇用
- ・市内在住の高齢者の雇用
- ・市内在住の女性職員の雇用
- ・女性技術者の雇用
- ・市内在住の若年者の雇用
- ・若年技術者の雇用
- ・建設業労働災害防止協会への加入

評価項目及び評価基準

(1) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	評点	配点
過去 10 年以内の 同種工事・同規模 工事の施工実績 (注 1)	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ八街市発注 の同種工事・同規模以上の元請けとしての施工実績 がある (注 2)	4	4
	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ八街市以外 の官公庁が発注の同種工事・同規模以上の元請けと しての施工実績がある (注 2, 3)	3	
	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ八街市発注 の同種工事の元請けとしての施工実績がある	2	
	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ八街市以外 の官公庁が発注の同種工事の元請けとしての施工実 績がある (注 3)	1	
	実績なし (入札参加資格としている場合には欠格)	0	
八街市発注工事に おける過去 2 カ年 間の同一業種の工 事成績の平均点 (注 2)(注 4) (注 5)	80 点以上	3	3
	75 点以上 80 点未満	2	
	70 点以上 75 点未満	1	
	65 点以上 70 点未満	0	
	65 点未満	-3	
八街市における過 去 3 カ年度間の同 一業種の優良工事 の表彰回数 (注 2)(注 4)	1 回以上	1	1
	なし	0	
八街市における過 去 2 年間の指名停 止の有無 (注 6)	あり	-3	0
	なし	0	
ISO9001 ま た は ISO14001 の認証取 得状況 (注 7)	ISO9001、ISO14001 とともに認証取得している	2	2
	ISO9001、または ISO14001 を認証取得している	1	
	認証取得なし	0	

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	評点	配点
主任（監理）技術者の保有資格 (注 8)	1 級土木施工管理技士または技術士のいずれかを保有している (注 9)	2	2
	上記の資格を保有していない	0	
過去 10 年以内の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験 (注 1, 8)	官公庁が発注した同種工事・同規模以上の工事で、主任（監理）技術者として経験あり (注 2, 3)	4	4
	官公庁が発注した同種工事で、主任（監理）技術者として経験あり (注 3)	2	
	経験なし	0	

(3) 地域精通度

評価項目	評価基準	評点	配点
建設業の許可における主たる営業所の所在地 (注 10)	八街市内に本店あり	2	2
	八街市内に支店・営業所あり	1	
	八街市内に拠点なし	0	

(4) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評点	配点
災害活動の実績	八街市内において、過去 10 年間に八街市が発注した災害活動等（地震、風水害、雪害対策を含む）の実績あり (注 1,11)	2	2
	なし	0	
災害協定締結の状況	八街市との間に、災害時の奉仕活動に関する協定を締結する協力会に加入している (注 12)	2	2
	なし	0	
消防団協力事業所の認定	八街市から消防団協力事業所の認定を受けている (注 13)	1	1
	なし	0	
過去 2 年以内の八街市発注工事における市内業者の下請け実績 (注 1)	市内業者への下請け実績あり	1	1
	下請け実績なし	0	

(5) 安全衛生・社会福祉

下記項目のうち

8項目に該当している	6点
7項目に該当している	5点
6項目に該当している	4点
5項目に該当している	3点
4項目に該当している	2点
1項目から3項目に該当している	1点
該当しない	0点

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の法定雇用率を満たす障がい者を雇用している。また、法定雇用義務はないが障がい者を雇用している (注 14,17)	
市内在住の障がい者を雇用している	(注 14,17)
市内在住の高齢者を雇用している	(注 15,17)
市内在住の女性職員を雇用している	(注 17)
女性技術者を雇用している	(注 17,18)
市内在住の若年者を雇用している	(注 16,17)
若年技術者を雇用している	(注 16,17,18)
建設業労働災害防止協会に加入している	

〔注釈〕

注 1：過去 10 年とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去 10 年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。

注 2：発注工事と同種工事とは、発注工事と同様な内容を有する工事をいう（入札公告で定める）。また、発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格（税込）以上の請負金額により契約した工事をいう。また、同一業種とは、建設業法で規定する業種と同一であることをいう。

注 3：官公庁が発注した工事とは、国（各省庁）、県（都道府県）、政令指定都市及び市町村（政令指定都市を除く）の発注工事とする。

注 4：過去 2(3)カ年度間とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去 2(3)年度間とする。

注 5：加点の対象となる工事は、当初請負金額 500 万円以上に限る。

注 6：過去 2 年間とは、当該工事の公告日から遡って 2 年間の八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領に規定する指名停止措置の有無とする。なお、指名停止は指名停止期間を対象とする。

注 7：ISO の認証取得については、八街市と契約を締結する事務所における認証取得の有無によるものとし、(公財)日本適合性認定協会(JAB)または JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

注 8：配置予定技術者は複数の技術者を申請することはできない。落札者の決定の後に特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、申請時の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者を配置しなければならない。

注 9：当該工事の業種により「1 級土木施工管理技士」に代わり、「1 級建設機械施工技士」、「1 級電気工事施工管理技士」、「1 級管工事施工管理技士」、「1 級造園施工管理技士」、「1 級建築士」、「1 級建築施工管理技士」を適宜設定する。

注 10：入札参加者条件が、市内に本店を有しているとした場合は、評価項目から削除する。

注 11：災害活動等とは、官公庁より緊急的に出動指示、対応指示を受け、実施した活動を言う。なお、災害に関連する本復旧工事及び年間維持管理業務委託は対象とならない。

注 12：協力会とは、「八街市建設業災害対策協力会」及び「八街市管工事協同組合」をいう。

注 13：本工事の公告の日から開札の日までの間において有効な消防団協力事業所表示証であること。

注 14：当該工事の公告日現在の障がい者の雇用を対象とする。

注 15：高齢者とは当該工事の公告日現在 65 歳以上の者をいう。

注 16：若年者とは当該工事の公告日現在 15 歳以上から 35 歳未満までの者をいう。

注 17：当該工事の公告日現在 3 か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

注 18：ここでいう技術者とは、建設業法で規定する主任技術者になりうる資格を持つ者をいう。なお、業種は問わない。

8 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者の意見を聴取します。（地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項）

①落札者決定基準を定めようとするとき（併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴取する。）

②改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合には、落札者を決定しようとするとき

八街市では、千葉県が委嘱している千葉県建設工事総合評価委員に、案件ごとに意見聴取を依頼しています。

9 低入札価格調査

総合評価方式により制限付一般競争入札を執行する案件については、「八街市低入札価格調査制度実施要綱」に基づく調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った入札に対しては、「八街市低入札価格調査実施要領」に基づく低入札価格調査を実施します。

○調査基準価格

調査基準価格の算定方法は、次の合計額とします。

- ・直接工事費の97%の額
- ・共通仮設費の90%の額
- ・現場管理費の90%の額
- ・一般管理費の68%の額

※ただし、予定価格（税抜）×75%（千円未満切捨）を下限
予定価格（税抜）×92%（千円未満切捨）を上限
とする。

○価格による失格基準

入札価格が調査基準価格を下回り、予定価格（税抜）算出の基礎となった額を基に算出した次に掲げる額の合計額（千円未満切捨て）を下回った場合は、低入札価格調査を行うことなく当該入札者を失格とします。

- ・直接工事費の75%の額
- ・共通仮設費の70%の額
- ・現場管理費の70%の額
- ・一般管理費の30%の額

※「価格による失格基準」は、落札者決定後に公表します。

10 配置技術者等

総合評価入札案件において、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人（以下「配置技術者等」という。）の専任や常駐（以下「拘束」という）を求める場合、以下の点についてご注意ください。

○総合順位で見て一番初めに調査基準価格を上回った入札者と、それより上位にいる、調査基準価格を下回った入札者は、落札者が決定するまで配置技術者等が拘束されます。

例

参加業者名	総合順位	入札価格
A	—	×
B	—	×
C	1	△
D	2	△
E	3	○
F	4	△
G	5	○
H	6	○
I	7	△

×…価格による失格基準を下回った

△…調査基準価格を下回った

○…調査基準価格を上回った

上の例の場合、A、Bは失格となり、C、D、Eは配置技術者等が拘束されます。F、G、H、Iについては、配置技術者等が拘束されないため、他の入札案件に参加させることが出来ます。

○低入札調査の対象者は、総合評価点の高い順に技術資料を提出していただきます。定められた期間以内に提出がされなかった場合は入札を無効とします。

1 1 提出書類等

総合評価落札方式における技術資料の提出については、「技術資料一覧」を参考にしてください。

なお、提出書類の様式については、ホームページに掲載してある「技術資料様式集」を使用してください。

【技術資料一覧】

評価項目	評価区分	提出の有 無	提出資料		
			様式	添付資料	枚数
企業の施工能力	同種・同規模工事の施工実績	有・無	第1号	同種・同規模工事の施工実績を証明できる資料	枚
	同一業種の工事成績の平均点	—	—	—	—
	優良工事・優良業者の表彰	—	—	—	—
	事故・不誠実な行為	—	—	—	—
	I S O の認証取得状況	有・無	—	I S O 認証を証明できる資料	枚
配置予定技術者の能力	配置技術者の資格保有状況	有・無	第2号	保有資格を証明できる資料 雇用が証明できる資料	枚
	同種・同規模工事の施工経験	有・無	第2号	同種・同規模工事の施工経験を証明できる資料	枚
地域精進度	主たる営業所の所在地	—	—	—	—
地域貢献度	災害活動の実績	有・無	第3号	災害活動の実績がある場合は、活動実績が証明できる資料	枚
	災害協定締結の状況	有・無	第4号	協会の一員であることを証明する資料	枚
	消防団協力事業所の認定	有・無	—	八街市が交付した消防団協力事業所表示証交付書の写し	
	市内業者に対する下請け実績	有・無	第5号	下請け実績が証明できる資料	枚
安全衛生・社会福祉	障がい者の雇用状況	有・無	第6号	雇用が証明できる資料	枚
	高齢者の雇用状況	有・無	第7号	雇用が証明できる資料	枚
	女性職員の雇用状況	有・無	第8号	雇用が証明できる資料	枚
	女性技術者の雇用状況	有・無	第8号	雇用及び資格が証明できる資料	枚
	若年者の雇用状況	有・無	第9号	雇用が証明できる資料	枚
	若年技術者の雇用状況	有・無	第9号	雇用が証明できる資料	枚
	建設業労働災害防止協会への加入状況	有・無	第10号	加入証明の写しで代用可	枚